

老齢厚生年金の繰上げ請求と繰下げ請求

特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の支給開始年齢が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降に繰上げて受給することができます。

また、65歳以降の本来支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)については、66歳以降に繰下げて受給することができます。

繰上げ

○手続き方法

- 1 請求書が本組合にございますので、年金課までご連絡ください。
- 2 60歳以降に必要な書類と併せて、請求書を本組合までご提出ください。
本組合の受付日が受給権発生となります。



○注意点

- 1 支給開始年齢から1月繰上げごとに、年金額が、ひと月当たり0.4%(※1)減額となり、減額率は生涯変わりません。
(※1)昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%となります。
- 2 繰上げ請求の取消・変更はできません。
- 3 公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となる場合がございます。
なお、公務員として年金に加入される場合は、退職共済年金(経過的職域加算額)が全額支給停止となります。
- 4 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰上げとなります。
- 5 国民年金の老齢基礎年金についても、同時に繰上げとなります。
- 6 加給年金額の加算については、65歳到達時となります。
- 7 退職後にご家族の健康保険や所得税にかかる扶養に入る予定の方が繰上げ請求を行った場合、扶養の条件から外れてしまう場合があります。
- 8 繰上げ請求をしなかった方は、支給年金額が多いので受給を続けるうちに、受給総額は繰上げ請求をした方に追いつくようになります。

老齢厚生年金等の繰上げ請求と老齢基礎年金の全部繰上げ請求をした場合の減額率の目安

①昭和37年4月2日以後の生まれの方(減額率0.4%)

生年月日 ()内は特定消防 組合員(被保険者)	支給開始 年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
- (S37.4.2 ~ S38.4.1)	繰上げしない 場合の 支給開始 年齢	62歳	9.6%	4.8%	-	-	-
		63歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
- (S38.4.2 ~ S40.4.1)	63歳	64歳	14.4%	9.6%	4.8%	-	-
		65歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
- (S40.4.2 ~ S42.4.1)	64歳	65歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	-
		66歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S37.4.2 ~ (S42.4.2 ~)	65歳	66歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		67歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

②昭和37年4月1日以前の生まれの方(減額率0.5%)

生年月日 ()内は特定消防 組合員(被保険者)	支給開始 年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
S28.4.2 ~ S30.4.1 (S34.4.2 ~ S36.4.1)	繰上げしない 場合の 支給開始 年齢	61歳	6.0%	-	-	-	-
		62歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
S30.4.2 ~ S32.4.1 (S36.4.2 ~ S37.4.1)	62歳	63歳	12.0%	6.0%	-	-	-
		64歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
S32.4.2 ~ S34.4.1	63歳	64歳	18.0%	12.0%	6.0%	-	-
		65歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
S34.4.2 ~ S36.4.1	64歳	65歳	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%	-
		66歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
S36.4.2 ~ S37.4.1	65歳	66歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
		67歳	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%

*各欄上段が老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算額)および退職共済年金の減額率、下段が老齢基礎年金の減額率

繰上げ請求をした場合としなかった場合で受給総額が同額となる年齢

①昭和37年4月2日以後の生まれの方(減額率0.4%)

繰上げ支給請求時年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給総額が同額となる年齢	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

②昭和37年4月1日以前の生まれの方(減額率0.5%)

繰上げ支給請求時年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給総額が同額となる年齢	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳

繰下げ

○手続き方法

- 65歳到達時に本組合から送付します「繰下げの申し出」を本組合までご提出ください。
「繰下げの申し出」の提出がない場合、繰下げとなりません。
- 1年以上の待機期間の後、66歳以降に請求書が本組合にございますので、年金課までご連絡ください。
- 必要書類と併せて、請求書を本組合までご提出ください。
本組合の受付日が受給権発生となります。

○注意点

- 支給開始年齢から1月繰下げごとに、年金額が、ひと月当たり0.7%増額となり、増額率は生涯変わりません。
- 待機期間中に公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となり、停止された額を除いての繰下げ加算額の加算となります。
- 繰上げをした方は、繰下げはできません。
- 待機期間中は、年金の支給はございません。
- 繰下げは最長10年間(※2)となります。
(※2)令和4年4月1日以降に70歳に到達された方が対象となり、それ以前に70歳に到達されている方は、最長5年間となります。
- 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰下げとなります。
- 国民年金の老齢基礎年金の繰下げは、選択できます。

その他

- 繰上げおよび繰下げともに、受付日の翌月分から支給対象となりますが、請求後に支給に向けた事務処理を開始しますので、初回の支給までお時間を要する場合がございます。
- 障害給付および遺族給付の受給権を有している場合等については、繰上げおよび繰下げが行えない場合がございます。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307